



平成 19 年 5 月 18 日

各 位

株式会社 ウィザス
代表取締役社長 堀川 一 晃
(コード番号 9696)

[問合せ先]

常務取締役統括支援本部長 井尻芳晃
T E L 06 (6264) 4202

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年6月28日開催予定の第31回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。なお、当規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2)機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定を新設するものであります。また、これに伴い、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。
- (3)上記の変更に伴い、必要な規定の加除・修正など、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会日 平成 19 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 28 日

以上

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 補欠または増員で就任した取締役の任期は、前任または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 35 条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(社外監査役の責任限定)</p> <p><u>第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 36 条 株主総会の決議により、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p><u>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>第 37 条 (記載省略)</p> <p>第 38 条 (記載省略)</p>	<p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p>